

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	合併処理浄化槽設置事業費補助金 (補助金対象事業追加)
担当部署	住民部 環境課 環境係
担当者名	宮澤 伸一
補助対象	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際の、宅内配管工事費の一部を補助するものです。
規程等	瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱 東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱 (国) 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	単独処理浄化槽(し尿のみ処理)から合併処理浄化槽(し尿及び台所等の生活雑排水全てを処理)へ転換する場合に限り、宅内配管工事費の一部を補助します。
補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	町では河川の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するため、公共下水道整備を推進しているところですが、公共下水道が未整備の地域には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している家庭があります。河川の水質を悪化させる大きな要因の1つが、洗濯、風呂などで使われた生活雑排水の流入によるものです。 しかし、合併処理浄化槽への転換を行う場合、家屋所有者が宅内配管工事費用を負担することが、転換を阻害する大きな要因と考えられ、今回の補助金を創設することで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することで、更なる生活環境を保全し、公衆衛生の向上に貢献できることとなります。
補助金額	宅内配管として合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象とし、工事費のうち30万円を上限とします。
補助割合	市町村負担1/2(限度額15万円) 東京都助成1/2(限度額15万円) それ以上は個人負担とします。
実施期間	(国) 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱及び東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱に準じ、令和2年度から実施する考えです。
その他	